

岩手県森林整備事業共通仕様書（請負編）

岩手県森林整備事業共通仕様書（請負編）

第1章 総 則

第1節 通 則

（適用範囲）

- 第1条 岩手県森林整備事業共通仕様書（請負編）（以下「共通仕様書」という。）は、森林整備事業の請負契約に係る指名競争入札参加資格者の資格及び指名等に関する規程（平成18年岩手県告示第786号）第2条に規定する森林整備事業の請負に適用する。
- 2 受注者は、「岩手県治山林道請負工事監督要領」（以下「監督要領」という。）及び「岩手県森林整備事業検査要領（請負編）」（以下「検査要領」という。）に従った監督・検査体制のもと、設計図書及びこの仕様書によって施工しなければならない。
 - 3 この仕様書は、森林整備事業に関する一般的事項を示すものであり、個々の事業に対し特別必要な事項については、別に定める特記仕様書によるものとする。
 - 4 特記仕様書、設計図書、又は共通仕様書の間相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字等が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。
 - 5 受注者は、信義に従って誠実に事業を履行し、監督職員の指示がない限り事業を継続しなければならない。ただし、契約書第26条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。

（用語の定義）

- 第2条 監督職員とは、主任監督員、監督員を総称していう。受注者には主として監督員が対応する。
- 2 本仕様で規定されている主任監督員とは、「監督要領」に定める監督総括業務及び現場監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議及び関連事業の調整（軽微なものを除く。）の処理、及び設計図書の変更、事業実施のための詳細図等の作成及び交付（軽微なものを除く。）又は受注者が作成した図面の承諾（軽微なものを除く）を行い、又、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、施工材料の試験又は検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含む。）で重要なものの処理、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における契約担当者等に対する報告等を行う者をいう。
また、監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。
 - 3 本仕様で規定されている監督員とは、「監督要領」に定める一般監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理、事業実施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付又は受注者が作成した図面のうち軽易なものの承諾を行い、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、施工材料の試験又は検査の実施（重要なものを除く。）を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合において、主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。
 - 4 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。
 - 5 設計図書とは、仕様書、図面、事業数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
 - 6 仕様書とは、各事業に共通する共通仕様書と各事業ごとに規定される特記仕様書を総称していう。

- 7 共通仕様書とは、各作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等事業を実施するうえで必要な技術的要求、事業内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
- 8 特記仕様書とは、標準仕様書を補足し、事業の施工に関する明細又は事業に固有の技術的要求を定める図書をいう。
なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督職員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。
- 9 現場説明書とは、事業の入札に参加するものに対して発注者が当該事業の契約条件等を説明するための書類をいう。
- 10 質問回答書とは、入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。
- 11 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図、事業完成図等をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。
- 12 事業数量総括表とは、事業施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- 13 指示とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、事業の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。
- 14 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。
- 15 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合意し、結論を得ることをいう。
- 16 提出とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し事業に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 17 報告とは、受注者が監督職員に対し、事業の状況又は結果について書面により知らせることをいう。
- 18 確認とは、契約図書に示された事項について、臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- 19 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。
 - (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリ又はEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
 - (2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。
- 20 立会とは、契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- 21 事業検査とは、検査職員が契約書第 31 条、第 37 条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。
- 22 検査職員とは、「岩手県森林整備事業検査要領（請負編）」（以下「検査要領」という。）に基づき、事業検査を行うために知事が定めた者をいう。
- 23 同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質又は特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。
- 24 事業期間とは、契約図書に明示した事業を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
- 25 事業とは、本体事業及び仮設事業、またはそれらの一部をいう。
- 26 本体事業とは、設計図書に従って、事業目的物を施工するための事業をいう。
- 27 仮設事業とは、各種の仮事業であって、事業の施工及び完成に必要とされるものをいう。
- 28 事業区域とは、作業用地、その他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。

29 事業現場とは、事業を施工する場所及び事業の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。

30 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。

(事業現場管理)

第3条 受注者は、常に事業の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。

2 受注者は、事業の施工中、監督職員及び管理者の許可なくして流水及び水陸交通の妨害となるような行為、又は公衆に迷惑を及ぼす等の施工方法の採用をしてはならない。

3 受注者は、作業箇所及びその周辺にある地上若しくは地下の既設物に対し、支障を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、豪雨、出水、土石流その他の天災に対しては、日ごろ気象情報等について十分注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなければならない。

5 受注者は、油類等の危険物を使用する場合には、その保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い、万全の対策を講じなければならない。

6 受注者は、事業現場に事業関係者以外の者の立ち入りを禁止する必要がある場合は、板囲、ロープ等により囲うとともに、立入禁止の標示をする等十分な措置を講じなければならない。

7 受注者は、事業現場には一般通行人が見やすい場所に事業名、事業期間、事業主体名、事業受注者の氏名、連絡先及び電話番号、現場責任者名等を記入した事業標示板を設置しなければならない。

8 受注者は、事業の実施に影響を及ぼす事故、人身事故、又は第三者に危害を及ぼす等の事故が発生した場合、又はその徴候を発見した場合は、応急の措置を講ずるとともに、すみやかに監督職員に報告しなければならない。

9 受注者は、施工に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。また、作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

(事業施工中の安全確保)

第4条 受注者は、安全に関する諸法令通達等を遵守し、常に事業の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

2 受注者は、作業に使用する建設機械の選定、使用等については、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。

3 受注者は、事業期間中、安全巡視を行い、事業区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。

4 受注者は、事業現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。

5 受注者は、請負事業における安全・訓練等について、事業着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、施工計画書に当該事業の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するとともに、その実施状況については、ビデオ等又は事業報告等に記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

(2) 当該事業内容等の周知徹底

- (3) 安全施工の周知徹底
 - (4) 当該事業における災害対策訓練
 - (5) 当該事業現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項
- 6 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、事業施工中の安全を確保しなければならない。
 - 7 受注者は、事業現場が隣接し又は同一場所において別途事業がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による事業関係者連絡会議等を組織するものとする。
 - 8 受注者は、事業施工中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。
 - 9 受注者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘察し、防災対策を考慮の上施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の施工にあたっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。

(施工計画書)

第5条 受注者は事業着手前に、次の事項を記載した施工計画書を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には追記するものとする。ただし、監督職員の承諾を得た事項については、省略することができる。

- (1) 事業概要
 - (2) 事業工程表
 - (3) 現場組織表
 - (4) 安全管理
 - (5) 主要機械
 - (6) 主要資材
 - (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、事業用地等を含む）
 - (8) 施工管理計画
 - (9) 緊急時の体制及び対応
 - (10) 交通管理
 - (11) 環境対策
 - (12) 現場作業環境の整備
 - (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理法
 - (14) その他
- 2 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合は、その都度、変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。

(事業測量)

第6条 受注者は、原則として作業の着手前に監督職員と協議の上、あらかじめ必要な測量を実施しなければならない。

- 2 受注者は、測量標、用地境界杭等は、位置及び高さの変動しないよう適切に保存するものとし、原則として移設してはならない。ただし、やむを得ない事情によりこれを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。
- 3 受注者は、事業に必要な丁張、その他事業の施工の基準となる仮設標識は、設置後、監督職員が指示したものについては、確認を受けなければならない。

(施工中の環境への配慮)

第7条 受注者は、事業の施工に当たり、現場及び現場周辺の自然環境、景観等の保全に十分配慮するとともに、自然環境、景観等が著しく阻害される恐れのある場合及び監督職員が指示した場合には、措置を講じ、監督職員の確認を受けなければならない。

(官公庁への手続)

第8条 受注者は、事業の施工に当たり、必要な関係官公庁その他の機関に対する諸手続は、迅速に処理しなければならない。

2 受注者は、関係官公庁その他の機関に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、遅滞なく監督職員に報告しなければならない。

(諸法規の遵守)

第9条 受注者は、事業の施工に当たり、関係法令及び事業に関する諸法規を遵守し、事業の円滑な進捗を図るとともに、関係法令等の運営・適用は、受注者の負担と責任において行われなければならない。

(施工管理)

第10条 受注者は、事業施工中において、別に定める岩手県森林整備事業施工管理基準(請負編)により施工管理を行い、事業終了後、その記録を監督職員に報告しなければならない。

(交通安全管理)

第11条 受注者は、事業用運搬路として道路を使用するときは、違法運行防止、積載物の落下等による路面の損傷又は路面汚損の防止に努めるとともに、第三者に損害を与えないよう十分に注意しなければならない。

(事業施工中の検査又は確認)

第12条 受注者は、事業施工中において、設計図書で指定した事項又は監督職員があらかじめ指示した事項については、監督職員の検査又は確認を受けなければ、後続の作業を進めてはならない。

2 前1項の規定において、受注者は、監督職員の検査及び確認に関する資料を整備しなければならない。

(事業検査)

第13条 受注者は、検査要領第2に規定する中間検査、完成検査、出来形検査に当たっては、専門技術者その他立会いを求められた事業関係者が、必ず立ち会って検査を受けなければならない。

2 受注者は、検査のために必要な資料、第10条の施工管理に関する資料の提出、測量その他の措置について、検査職員の指示に従わなければならない。

(跡片付け)

第14条 受注者は、事業の全部又は一部の完成に際し、施工地周辺を保全、後片付け及び清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、事業検査に必要なものは監督職員の指示に従って存置し、検査終了後に撤去するものとする。

(事業の着手)

第15条 受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める事業始期日以降 30 日以内に事業に着手しなければならない。

(事業の下請負)

第16条 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が事業の施工につき総合的に企画、指導及び調整するなど、実質的に関与するものであること。
- (2) 下受注者が、「森林整備事業の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する規程（平成 18 年岩手県告示第 786 号）」第 9 条の規定に準じ、資格を取り消され、その取消しの期間が経過しない者でないこと。
- (3) 下受注者は、当該下請事業の施工能力を有すること。

(工期変更)

第17条 契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 21 条及び第 39 条第 2 項の規定に基づく工期の変更について、契約書第 23 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。

- 2 受注者は、契約書第 18 条第 5 項及び第 19 条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出しなければならない。
- 3 受注者は、契約書第 20 条に基づき事業の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出するものとする。
- 4 受注者は、契約書第 21 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出するものとする。
- 5 受注者は、契約書第 22 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出しなければならない。

(事故報告書)

第18条 受注者は、事業の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、監督職員が指示する様式（事業事故報告書）で指示する期日までに、提出しなければならない。

(設計図書の取扱い)

第19条 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、市販されている図面については、受注者が備えるものとする。

- 2 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図面及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

(周辺住民との調整)

第20条 受注者は、事業の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

- 2 受注者は、地元関係者等から事業の施工に関して苦情があった場合において、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。
- 3 受注者は、事業の施工上必要な地方公共団体、地域住民等との交渉を、自らの責任において行うものとする。この場合において受注者は、交渉に先立ち、監督職員に事前報告の上、誠意をもって対応しなければならない。
- 4 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

第2章 材 料

第1節 通 則

(適用範囲)

第21条 事業に使用する材料は、設計図書に品質、規格を明示した場合を除き、この仕様書によるものとする。

2 受注者は、設計図書により試験を行うこととしている事業材料については、J I S又は設計図書で指示する方法により試験を行わなければならない。

第2節 緑化材料

(一 般)

第22条 緑化材料は、設計図書に示された品質、形状、寸法等を有し、その使用目的に適合したものとする。

(芝)

第23条 芝は、成育が良く緊密な根茎を有し、茎葉の萎縮、徒長、むれ、病虫害等のないものとする。

2 受注者は、芝を切取り後、速やかに運搬するものとし、乾燥、むれ、傷み、土くずれ等のないものとしなければならない。また、保管に当たっては、適当に通風を良くし、又は散水するなど保存に注意しなければならない。

3 人工植生芝の種類及び品質は設計図書によるものとする。

(そだ類)

第24条 そだ類は、特に品質、形状、寸法等が示されないときは、次の各号に適合したものとする。

(1) そだ及び帯梢は、生木で弾力に富む広葉樹とし、用途に適合した品質、形状を有するものとする。

(2) 帯梢の寸法の標準は、長さ3.0m程度以上、元口径2～4cm、末口径0.6～0.9cm程度で枝を払ったものとする。

2 受注者は、そだ及び帯梢は、通気・保管が可能な繊維シート等で被覆し、散水するなど乾燥を防ぐように保管しなければならない。

(目 串)

第25条 目串は、特に品質、形状、寸法等が示されないときは、活着容易なヤナギ、ウツギ、竹、折れにくい割木等で長さ15～30cm、径0.8～2.5cmのものを標準とする。

(客土等)

第26条 客土は、砂礫の混入しない比較的肥沃なもので、それぞれの用途に適合するものとする。

(種 子)

第27条 種子は、成熟十分で発芽力が良く、病虫害及び雑物の混入していないものとする。

2 受注者は、種子の購入に際して保証書等を添付し、発芽率等が不明なものは、発芽試験を行って、発芽率を確認しなければならない。

(稲わら)

第28条 稲わらは、十分乾燥し、形状がそろい、強靱性及び肥効分を備えたもので、雑

物が混入していないものとする。

(肥料等)

- 第29条 肥料は、肥料取締法（昭和25年法律第127号）に定められたもので、その含有すべき有効成分の最小限が、所定量以上のものとする。
- 2 草木灰は、土砂、ごみ、炭片等を含まないものとする。
 - 3 堆肥は、完熟したものとする。
 - 4 消石灰は、JIS規格に適合したものとする。
 - 5 土壌改良剤は、定められた品質又は成分を満たすものとする。
 - 6 受注者は、肥料、消石灰、草木灰、土壌改良剤等は、防湿箇所に保管し、変質したものを使用してはならない。

(萱及び雑草木株)

- 第30条 萱及び雑草木株は、充実した根茎をもつものとする。また萱及び雑草木株は、30cm程度に切断し、打違いにして1mの縄で縛ったものを1束とする。
- 2 受注者は、萱及び雑草木株を、採取後速やかに使用するよう努め、使用までに日時を要する場合は、仮植、ぬれ筵等で被覆するなど乾燥を防ぎ、活着及び発芽を維持するよう保管しなければならない。

(苗木)

- 第31条 林業種苗法（昭和45年法律第89号）の適用を受ける苗木は、同法に基づいて生産された健全なものを使用すること。
- 2 苗木は、所定の規格を持ち、発育が完全で組織が充実し、根の発達がよいもので病虫害や外傷のないものとする。
 - 3 受注者は、苗木の輸送及び仮植に当たっては、苗木の損傷、乾燥、むれ等により枯損あるいは活着が低下することのないよう十分注意しなければならない。
 - 4 受注者は、苗木の購入について監督職員から指示がある場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

(二次製品の緑化材料)

- 第32条 二次製品を用いた緑化材料は、設計図書に示された品質、形状等を有し、かつ、施工時期、施工箇所の土質等に適合するものとする。
- 2 受注者は、貯蔵、保管、輸送等が適切でなく種子等に異状がある製品は使用してはならない。

第3節 木材

(木材)

- 第33条 使用する木材は、使用目的に支障となる腐れ、割れ等の欠点のないものとする。
- 2 設計図書に示す寸法の表示は、製材においては仕上がり寸法とし、素材については特に明示する場合を除き、末口寸法とする。
 - 3 受注者は、防腐処理を施した木材を使用する場合は、設計図書によるものとする。
 - 4 使用する木材の寸法は、おおむね使用寸法以上かつ支障のでない範囲のものでなければならない。
 - 5 受注者は、現地発生の間伐材等を使用する場合は、品質、形状等は、監督職員の指示によるものとする。

第3章 共通施工

第1節 柵工

(一般)

第34条 受注者は、杭は、拵え面、山腹斜面とも垂直に打ち込まなければならない。

2 受注者は、杭の打込み深さは、設計図書に明示した場合を除き、出来るだけ杭長の3分の2以上とし、少なくとも2分の1以上としなければならない。

(編柵工)

第35条 受注者は、編柵工の施工に当たり、帯梢を間隙のないように編み上げ、埋め土して活着容易なヤナギ、ウツギ等を挿木し、萱及び雑草株を植え付け、踏み固めて仕上げなければならない。

2 受注者は、編柵工の上端の帯梢2本だけは、抜けないように十分ねじりながら施工しなければならない。また、必要に応じて上端の帯梢が抜けないように鉄線等で緊結しなければならない。

(木柵及び丸太柵工)

第36条 受注者は、木柵及び丸太柵工の施工に当たり、背板又は丸太を間隙のないように並べ、埋め土して萱及び雑草株を植え付け、踏み固めて仕上げなければならない。

2 受注者は、上端の背板又は丸太は、抜けないように釘又は鉄線で杭に固定しなければならない。

(鋼製及び合成樹脂二次製品の柵工)

第37条 受注者は、鋼製及び合成樹脂二次製品の柵工は、設計図書によるほか、それぞれの製品の特徴に応じ、施工しなければならない。

第2節 階段切付工

(階段切付)

第38条 受注者は、のり切土砂堆積部分の階段切付けは、土砂をなるべく降雨にさらし、安定した後に行わなければならない。

2 受注者は、階段面は、設計図書に基づき、切り付けなければならない。原則として水平に階段を切らなければならない。

第3節 伏工

(一般)

第39条 受注者は、斜面整地は、上方から下方に向かって順次凹凸なくならし、斜面の浮き土砂、根株、転石その他障害物を取り除き、平滑にしなければならない。

(むしろ伏工)

第40条 受注者は、むしろ伏工の施工に当たり、むしろのわらがのり面に水平になるよう張り付け、降雨による流水を分散させ、種子、肥料等の流亡を防止するようにしなければならない。

2 受注者は、種子、肥料を装着したむしろは、その面をのり面に密着させなければならない。

(植生ネット工)

第41条 植生ネットは、設計図書に示された品質、形状等を有し、かつ、施工時期、施工箇所の土質等に適合するものとする。

2 受注者は、貯蔵、保管、輸送等が適切でなく種子等に異常がある植生ネットを使用し

てはならない。

- 3 植生ネット工は、原則として上方から下方に向かって行い、安全にアンカー又は止め釘等で地表面に密着させ、固定しなければならない。
- 4 受注者は、ネットの境界に隙間が生じないようにしなければならない。
- 5 受注者は、ネットの荷重によってネットに破損が生じないように、ネットを取り付けなければならない。

(その他の二次製品を用いた伏工)

第42条 その他の二次製品を用いた伏工の施工については、第38条から第40条までに準ずるものとする。

第4節 実播工

(一般)

- 第43条 受注者は、必要に応じてあらかじめ種子に発芽促進処理を行うことができるものとする。
- 2 受注者は、強風や豪雨の時、又は、播種直後にその恐れがあるときには播種を行ってはならない。

(筋実播工)

- 第44条 受注者は、原則、等高線に沿って溝をつけなければならない。
- 2 受注者は、所定の種肥土を溝に均等に播き込まなければならない。
 - 3 受注者は、播種後は、土羽板等で十分打ち固めなければならない。

(斜面実播工)

- 第45条 受注者は、斜面の浮き土砂を処理した後でなければ斜面実播工を行ってはならない。
- 2 受注者は、浮き土砂の整理後、のり面にレーキ等で水平に溝を付け、種子の流亡を防ぐようにしなければならない。
 - 3 受注者は、所定の種肥土を均等にいきわたるように播かななければならない。

第5節 吹付工

(種子吹付工)

- 第46条 受注者は、吹付け斜面は、極端な凹凸がないよう整地し、施工の障害となる根株、浮石、浮き土砂等を除去しなければならない。なお、のり肩はラウンディング(丸みづけ)仕上げとしなければならない。
- 2 受注者は、強風及び豪雨のとき、又は吹付け直後にその恐れがあるときに吹付けを行ってはならない。
 - 3 受注者は、吹付けのり面に湧水のある場合、あるいはその恐れがある場合は、監督職員と協議し、排水溝、暗渠、水抜きパイプの布設等適切な処置を講じなければならない。
 - 4 受注者は、施工時期については、設計図書によるものとするが、特に指定されていない場合は、乾燥期を避けるものとし、やむを得ず乾燥期に施工する場合は、施工後も継続した散水養生を行うものとする。
 - 5 受注者は、吹付け面が乾燥している場合には、吹付ける前に散水しなければならない。
 - 6 受注者は、材料を攪拌混合した後、均一に吹付けなければならない。
 - 7 受注者は、吹付け距離及びノズルの角度を、吹付け面の硬軟に応じて調節し、吹付け面を荒らさないようにしなければならない。

第6節 植栽工

(一般)

第47条 植栽、追肥、補植等は、特に設計図書に定める場合を除き、本節によるものとする。

(植 栽)

第48条 受注者は、苗木運搬については、根をこも、むしろ等で包んで運搬しなければならない。なお、運搬中損傷しないよう取り扱おうと同時に乾燥しないようシート等で全体を覆わなければならない。

- 2 受注者は、苗木の仮植する場所については、日陰、適湿の土地であって雨水の停滞しないところを選定しなければならない。
- 3 受注者は、仮植については、根が重くならないようにして並べ、幹の3分の1から4分の1までを覆土し、踏み付けた後、再び軽く土を覆い、乾燥を防ぐため日中は必ずこも、むしろ等で日除けをしなければならない。
- 4 受注者は、植付けのために作業地に苗木を運搬したときは、直ちに束を緩めて仮植を行い、こも、むしろ等で覆って風・光にさらさないようにしなければならない。
- 5 受注者は、苗木を携行するときは、根を露出させないよう必ず苗木袋を使用する等適切な処置を講じなければならない。
- 6 受注者は、植穴については、径及び深さをそれぞれ30cm程度に掘り耕耘し、石礫及び根株等の有害物を除去しなければならない。ただし、地形土質条件により所定の植穴が掘れない場合は、監督職員と協議しなければならない。
- 7 受注者は、堆肥を基肥とする場合は、植穴最下部に入れ5～10cm覆土しなければならない。
- 8 受注者は、植付けについては、やや深めに、根を自然状態のまま広げて植穴中央に立て、苗木をゆり動かしながら手で覆土し、苗木を少し引き上げ加減にして周囲を踏み固め、そのあとがくぼみにならないようにいくぶん高めに行うものとする。なお、深植、浅植にならないようにしなければならない。
- 9 受注者は、化学肥料を基肥とする場合は、ある程度埋め戻した後、根張り(又は枝張り)の外側に点状、半月状又は輪状に苗木に触れないように施し、更に周囲に残っている土を肥料の深さが3～10cmになるように盛り上げ、再び踏み固めなければならない。
- 10 受注者は、日光の直射が強い日及び強風の際は、なるべく植付けを避けるものとし、やむを得ず実施する場合は、苗木、植穴、覆土等の乾燥に十分注意しなければならない。
- 11 受注者は、気象状況により乾燥が続き、植付け後の活着が危ぶまれるときは作業を中止し、監督職員に報告しなければならない。
- 12 受注者は、肥料は、直射日光、雨水等にさらされないように覆いをして保管しなければならない。
- 13 受注者は、配合資料(粒状肥料を含む。)を施肥する場合は、基準量の入る容器を使用しなければならない。
- 14 受注者は、肥料が直接植栽木の根に接触しないように留意し、均等に根から吸収されるように散布し、施肥しなければならない。

(追 肥)

第49条 受注者は、肥料については、設計図書に定める肥料成分以外のものを使用してはならない。

- 2 受注者は、1本当たりの施肥量は容器等で十分把握しなければならない。
- 3 受注者は、施肥の位置は、原則として樹幹の外周直下の山側に半円状に行わなければならない。なお、施肥の時期については、監督職員と協議すること。

(補 植)

第50条 補植は、第48条に準ずるものとする。

第4章 森 林 整 備

第1節 通 則

(一 般)

第51条 森林整備の材料及び施工については、第2章及び第3章によるもののほか、本章によるものとする。

第2節 植 栽

(地拵え)

第52条 地拵えは、植栽又は天然下種更新等の予定地に生育する雑草、笹、かん木等を取り除き、植栽や種子の定着に適した環境を整備するために行うもので、次の各項によるものとする。

- 2 受注者は、地拵えについては、地際（おおむね10cm以下）から刈払い、伐倒しなければならない。
- 3 受注者は、全面地拵えについては、植栽予定地の全面を対象に地表植生の刈払い等を行わなければならない。ただし、あらかじめ保残するものとして表示した又は作業に先立ち監督職員が指示した立木・幼齢木を除く。
- 4 受注者は、筋地拵えの幅、残す幅、坪地拵えの位置及び範囲（坪の大きさ）については、設計図書によらなければならない。
- 5 受注者は、伐倒木・枝条等の整理については、監督職員の指示がある場合等を除き、植栽の支障にならないようにするとともに、滑落・移動しないようにしなければならない。
- 6 受注者は、伐倒木・枝条等の整理については、降雨による下流への流出を防止するため、沢に集積してはならない。また、必要に応じて伐採木・枝条等が流出しないような措置を講ずるものとする。

(苗木運搬)

第53条 受注者は、苗木の運搬については、掘取りから植付けまでの間、乾燥、損傷に注意して活着不良とならないように処理しなければならない。

- 2 受注者は、運搬の際には必ず苗木袋等を使用し、根は露出させてはならない。

(仮植)

第54条 受注者は、仮植地については、植栽予定地の近くで適地を選定し、事前に耕やしておかななければならない。

- 2 受注者は、苗木の結束を解き1本ずつ根が重ならないように並べ、幹の3分の1から4分の1までを覆土し、踏み付けた後、再び軽く土を覆い、乾燥を防ぐため日中は必ずこも、むしろ等で日除けをしなければならない。
- 3 受注者は、仮植周辺地に排水路を掘る、又は、日光の直射を受けぬように処置しなければならない。
- 4 受注者は、乾燥しやすい場所、又はやむを得ず数日をかけ仮植する場合は、むれないように、こも、むしろ等で日覆いをし、適時灌水しなければならない。

(植付け)

第55条 植付けは、第48条に準ずるほか、本条によるものとする。

- 2 受注者は、大、中苗木の掘取り、荷作り等は、1日の植付け作業量等を考慮し、迅速に行わなければならない。なお、苗木の根鉢の大きさは、根元径の4～5倍程度を標準とし、縄、こも等で根巻きしなければならない。

また、植付け後に苗木の衰弱が予想される場合は、監督職員と協議し、幹巻き等の保護処置を講じなければならない。

- 3 受注者は、大、中苗木の植穴については、根鉢の大きさに応じ余裕をもった大きさとし、十分に掘り起こし、掘り出した土砂は破碎し、石礫等は取り除かなければならない。また、地被物を除去して十分に掘り起こし、碎土した後、根茎、石礫、落ち葉等を取り除かなければならない。なお、土壌条件が不適当な場合は、監督職員と協議し、客土等の必要な処置を講じなければならない。
- 4 受注者は、植付け本数及び苗木間、列間距離については、設計図書によらなければならない。また、植付け地点に岩石、根株等の障害物があつて植え難い場合には、その上下に若干移動して植え付けるものとする。
- 5 受注者は、植付けのため、苗畑又は仮植地から植栽地に苗木を運搬するときは、1日の植付け可能本数を小運搬の限度とし、植栽地付近に小運搬された苗木はただちに仮植を行い、乾燥を防ぐ措置をしなければならない。
- 6 受注者は、植付けは、指定期間内に完了しなければならない。ただし、気象条件等により指定期間内に完了が困難となった場合は、すみやかに監督職員に報告し、指示を得なければならない。
- 7 受注者は、気象情報により植付け後の活着が十分でない場合は、作業を中止して監督職員と協議し必要な措置を講じなければならない。

(支保 (支柱工))

- 第56条 受注者は、(支保 (支柱工))は、丸太を打ち込み、接合部は釘打ちのうえ、鉄線にて堅固に緊束しなければならない。
- 2 受注者は、丸太と樹幹の結束部分は保護材を巻き、シュロ縄で結束しなければならない。
 - 3 受注者は、唐竹を使用する場合は、先端を節止めとし、結束部は鋸目を入れ、交差部は鉄線掛けとしなければならない。
 - 4 受注者は、添柱を使用する場合は、所定の材料を樹幹にまっすぐに正しくとりつけなければならない。
 - 5 受注者は、八つ掛け、布掛けの控木組方については、周囲の条件を考慮して適性な角度で堅固に取り付けなければならない。
 - 6 受注者は、控木については、ズレを生じないように埋め込み、樹幹、主枝及びその他丸太(竹)と交差する部位の2ヶ所以上で結束するとともに、必要に応じて根止め杭を打ち込み鉄線にて結束しなければならない。

(補 植)

第57条 補植は、第48条及び前条に準ずるものとする。

(施 肥)

第58条 施肥は、第48条から第49条までに準ずるものとする。

第3節 保 育

(下 刈)

- 第59条 受注者は、下刈りの施工に当たり、笹、雑草、灌木、つる類等植栽木の成育に支障となる地被物の樹高が60cm未満は地際から10cm以下、それ以外は地際から20cm以下の高さに刈り払わなければならない。
- 2 受注者は、刈払い物については、植栽木を覆わないように存置しなければならない。
 - 3 受注者は、下刈り作業中、植栽木を損傷しないよう注意し、特に植栽木の周囲の刈払いには、植栽木の根元に下刈鎌、下刈機の刃部が向かないように刈り払わなければならない。

(刈出し)

第60条 受注者は、先に育成木又は残存木の周囲を刈払い、植栽木の位置を確かめてから、その他の部分の刈払いを行わなければならない。

(つる切り)

第61条 受注者は、つる切りの施工に当たり、原則として、植栽木及び有用天然木に着生するつる類は、根元から切断しなければならない。

2 受注者は、植栽木に巻きついたつる類は、植栽木を損傷しないように除去しなければならない。

(本数調整伐、受光伐、除・間伐、混交林誘導伐)

第62条 受注者は、本数調整伐、受光伐、除・間伐、混交林誘導伐の施工に当たり、監督職員と協議のうえ、出来形管理する標準地の箇所数、位置等を決定し、必要に応じて立木本数、伐採対象木本数等を調査するものとする。

2 受注者は、伐採対象木の選定にあたっては、設計図書に基づく伐採率又は伐採本数を基準とし、発注者が設定した功程調査標準地又は、類似林分の選木状況に準じ対象木を選木しなければならない。

3 受注者は、出来形管理する標準地を調査した場合は、伐倒木選定野帳等により、監督職員に報告しなければならない。

4 受注者は、事業対象地の伐倒木の選木が完了したときは、伐採前に監督職員の確認を受けなければならない。

5 受注者は、伐倒にあたっては、伐高20cm以内を原則とする。ただし、地形、気象(積雪)条件等により、これによることができない場合は、監督職員との協議により40cm以内で設定することができるものとする。

6 受注者は、伐倒にあたっては、対象木以外の立木を損傷しないよう注意しなければならない。

7 受注者は、かかり木のまま放置することなく、地面に引き落した後、次の作業を行わなければならない。

8 受注者は、伐倒木については、必要に応じて樹幹から枝条を切り払い、樹幹を玉切りしなければならない。

9 受注者は、伐倒木については、必要に応じて後続作業の支障とならない箇所に集積するか、集積困難なものは移動等しないようにしなければならない。

10 受注者は、伐倒木を集積する場合、降雨による下流への流出を防止するため、沢への集積を行ってはならない。また、必要に応じて伐採木が流出しないような措置を講ずるものとする。

(枝打ち・枝落し)

第63条 受注者は、枝打ち・枝落しの対象木及び枝を落す範囲については、標準地等の実施状況に準ずるか、又は監督職員の指示によるものとする。

2 受注者は、枝の切断については、樹幹に沿って平滑に切断するものとし、残枝長を樹幹(枝座がある場合は枝座)から5mm以下としなければならない。

3 受注者は、樹幹に枝座(枝隆)がある場合、枝座(枝隆)を切り落とさないものとする。

4 受注者は、枝打ち・枝落しの施工に当たり、樹幹の形成層を損傷しないよう留意し、葉量が多く、作業途中で裂ける恐れのある枝は、途中で切断した後、更に仕上げ切断する等の方法によらなければならない。

5 受注者は、枝落しの時期については、監督職員から指定された場合を除き、林木の成長休止期に行わなければならない。

(追 肥)

第64条 追肥については、第48条及び第49条に準ずるものとする。

(雪起し)

第65条 受注者は、雪起しについては、融雪後速やかに実施しなければならない。

- 2 受注者は、雪起しの施工に当たり、樹幹及び枝条を損傷しないよう注意しながら、一本ごとに縄を使用し、若干強度に引き起こして、立木又は杭に結束しなければならない。
- 3 受注者は、根の部分がゆるんでいる場合は、十分踏み固めなければならない。

(病虫獣害防除)

第66条 受注者は、薬剤を用いて病虫獣害防除を行う場合、薬剤の種類、使用方法は、設計図書によらなければならない。

- 2 受注者は、薬剤の使用に当たっては、対象林分等の周辺の環境に十分配慮するとともに、散布する場合は風向等の気象条件を考慮して実施しなければならない。
- 3 受注者は、殺鼠剤散布は、概ね10m程度を散布間隔の目安とし、倒木、伐根、末木枝条等の堆積箇所には、重点的に散布しなければならない。
- 4 受注者は、松くい虫被害木の伐倒に当たっては、松くい虫被害木の根元に設置されているナンバテープにより番号を確認の上、伐倒するものとし、伐高測定において番号を確認できるように保存しなければならない。
- 5 受注者は、松くい虫被害木のくん蒸処理に当たっては、以下の規定によらなければならない。
 - (1) 松くい虫被害木の伐倒木の玉切りに当たっては、伐倒木、末木枝条を含め全て1mの長さに玉切りしなければならない。
 - (2) 松くい虫被害木の伐倒・玉切処理材(以下「被害材」という。)の集積に当たっては、日当たりの良い平坦な場所に枕木を使用の上、直径2cm以上の末木枝条を全て集積し、その上に玉切りした被害材を集積しなければならない。
 - (3) くん蒸処理に使用するシートは、0.1ミリメートル以上のくん蒸用で、かつ、生分解性のあるシート(以下「シート」という。)とし、シートで被害材全体を覆い、シートの片側の裾を深さ10cm以上土中に埋設し、踏み固めなければならない。
 - (4) くん蒸剤の使用に当たっては、シートの埋設していない側をめくり上げ、被害材1m³当たり1リットル以上のくん蒸剤を原液のまま被害材の上に飛び散ることなく静かに散布し、使用済みの容器は被害材の上に置いたままとしなければならない。
 - (5) くん蒸剤を散布後直ちに、使用済み容器ごと被害材全体をシートで覆い、シートの裾を深さ10cm以上の土中に埋設して踏み固めて密封し、集積した被害材の番号をシート表面に記載の上、風で飛ばされることのないようにしなければならない。
 - (6) 末木枝条等でシートが破れることのないよう注意し、シートに破損があった場合にはその上から別の破損していないシートで同様に覆い、裾を土中に埋設し、密閉状態を保つように処理しなければならない。
 - (7) くん蒸期間は、14日以上とし、薬剤処理している旨の表示を行い第三者に注意を促さなければならない。
- 6 受注者は松くい虫被害木の破砕処理に当たっては、破砕後の木片の厚さが6ミリメートル(木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル)以下となるように破砕しなければならない。
- 7 受注者は松くい虫被害木の焼却処理に当たっては、以下の規定によらなければならない。
 - (1) 直径2cm以上の末木枝条を含む被害木すべてを林外へ搬出の上、全木焼却しなければならない。
 - (2) 焼却に当たっては、市町村の火災予防条例等関係法規を遵守し、関係機関との連絡を密にするとともに必要な防火措置を行わなければならない。

第4節 海岸防災林造成

(防風工)

第67条 受注者は、防風工の方向については、原則として主風向に直角に設けなければならない。

2 受注者は、防風工の施工に当たり、強風等により倒壊しないよう、杭建込後、十分突き固めるほか、構成資材の緊結等を堅固に行わなければならない。

3 受注者は、遮風壁材の取付けに当たり、遮風壁の間にムラが生じないように取り付けなければならない。

(排水工)

第68条 受注者は、海岸林に設ける排水路等の側法は、現地の土質条件に応じて、その機能が維持される適切な勾配で施工しなければならない。また、速やかな排水が可能となる勾配を付して施工しなければならない。

(静砂工等)

第69条 受注者は、静砂工又は静砂垣については、植栽予定地を垣根によって正方形等に区画し、その一边を原則として主風向に直角に施工し、かつ、地形に合わせて施工しなければならない。

2 受注者は、静砂垣については、強風等により倒壊しないよう、杭の建込後、十分突き固めるほか、構成資材の緊結等を堅固に行わなければならない。

(植栽工)

第70条 植栽工については、第47条から第50条及び第53条から55条までに準ずるものとする。

2 受注者は、植栽木が風雪、風浪等の影響を受ける時期に植栽を行ってはならない。

第5節 なだれ防止林造成

(木柵階段工)

第71条 木柵階段工の施工については、第36条に準ずるものとする。

(植栽工)

第72条 植栽工については、第47条から第50条及び第53条から55条までに準ずるものとする。

第6節 歩道整備

(歩道作設)

第73条 受注者は、歩道作設に当たり、測量杭を中心とし、幅員に余裕をもった範囲内の笹、雑草、灌木等を刈払い、横断方向路面は水平に整地し、根株は支障とならないよう除去しなければならない。

2 受注者は、凹地形、又は滞水のおそれのある箇所は、排水溝を設けなければならない。

3 受注者は、歩道作設により生じた切取り残土については、崩落、流出等のないよう設計図書に基づき処理しなければならない。なお、設計図書に示された以外の方法で処理する場合は、監督職員と協議を行うものとする。

(歩道補修)

第74条 歩道補修については、設計図書によるとともに第73条に準ずるものとする。

第7節 作業道

(作業道)

第75条 作業道の開設及び補修については、設計図書によるとともに、林道工事標準仕様書（平成元年12月25日付け元林野基第679号）によるものとする。

（附則）

この仕様書は平成19年1月15日以降に行われる公告その他の契約の申し込みの誘引に係る契約から適用する。

（附則）

この仕様書は平成19年10月3日以降に行われる公告その他の契約の申し込みの誘引に係る契約から適用する。

（附則）

この仕様書は平成20年10月2日以降に行われる公告その他の契約の申し込みの誘引に係る契約から適用する。

（附則）

この仕様書は平成26年4月1日以降に行われる公告その他の契約の申し込みの誘引に係る契約から適用する。